

平成15年6月24日

長野県知事 田中 康夫 様

長野県治水・利水ダム等検討委員会

委員長 宮地 良彦

駒沢川における総合的な治水・利水対策について（答申）

当委員会は、長野県知事から諮問を受けた駒沢川の治水・利水対策について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って駒沢川部会を設置した。駒沢川部会は平成14年10月17日から10回の部会審議（うち現地調査2回）と1回の公聴会を経て、「駒沢川部会報告」（以下、「部会報告」という）を取り纏め、その結果を平成15年3月27日に委員会に提出した。委員会は、部会報告をもとに駒沢川の治水・利水対策について検討を重ねた結果、以下のように答申する。

駒沢川の治水・利水対策に関する委員会の総合的判断

駒沢川の治水・利水対策について、委員会の総合的判断は次のとおりである。

1. 駒沢川の治水対策

委員会は、現在の治水計画における駒沢川の流域面積の決定方法、流出解析パラメータの決定方法に問題があり、これに伴って基本高水流量が過大であると指摘した。これに対して県は流域面積の見直しは必要であり、また基本高水流量の検討のためには基準点における流量観測が必要であるとの見解を示した。

この流量観測には数年を要することから、委員会は、駒沢川における現行ダム計画を当分の間凍結して、流域面積の見直し、流量観測、基本高水流量の再検証などを含めて駒沢川の治水計画を根本的に再検討すべきであると判断す

る。

なお、現在の駒沢川の治水安全度は、現行の基本高水流量に対して 1/10 確率程度の流下能力が確保されている。

2. 駒沢川の利水対策

水道水や農業用水の確保は、早急に対応すべき問題であり、治水計画の検討期間においても、利水対策は行う必要がある。

このため、水道水については既設の水源と新規井戸の開発を組み合わせることにより確保し、農業用水の不足分については細洞ため池の拡張により補うという、部会において検討された「ダムなし利水案」を利水対策の基本方針として早急に対応すべきであると委員会は判断する。

なお、細洞ため池の拡張だけでは、農業用水の必要量を確保するには十分ではない。このため、農地利用の実態を調査して農業用水の必要量を把握するとともに、渇水による水田等農作物被害に対する対策を考慮に入れて、対応を検討すべきである。

この利水対策を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って対応することを要請する。

- (1) 県の示した水道水源確保に係る支援策に従い、水道事業者に対する財政支援、特に新規水源の調査について協議し、協力すること。
- (2) 霧訪山断層の破碎帯上にある細洞ため池の補強・拡張については、十分な調査を行なうと同時に慎重な技術的検討を行なうこと。
- (3) 細洞ため池の補強・拡張に伴う地元負担について、関係者と協議しながら格段の配慮による財政的支援を検討すること。

以上述べた対策を進めるに当っては、住民参加の「流域協議会」を設置して、

住民と行政が連携して対応していくことを提言する。

総合的判断に至った理由

1. 部会における審議の概要

駒沢川は、天竜川水系小野川に流入している河川であり、下流域には辰野町小野の住宅地が広がり、国道 153 号、JR 中央本線などの重要なライフラインも横断している。

駒沢川に関する治水事業としては、小野川合流点からの約 760m は、流下能力が $36\text{m}^3/\text{s}$ (余裕高 60cm) の河川改修が完了している。

駒沢川の流水は農業用水として、明治 35 年築造の大洞ため池、昭和 18 年築造の細洞ため池とともに利用されてきているが、渇水期にはため池が枯渇するなど、慢性的な水不足が課題となっている。

また、辰野町の小野簡易水道の水源は、水源水のヒ素による汚染、枯渇、濁り等の問題により渇水時には取水に苦慮している状況であり、安定した水源への転換が望まれていた。こうした状況の中で駒沢生活貯水池(駒沢ダム)が計画されていた。

駒沢川の治水・利水対策について駒沢川部会では、県の示した「ダムによる治水・利水対策」と併せて、治水については河川改修により対応し、利水については水道水の水源として新たに $400\text{m}^3/\text{日}$ を地下水で確保し、農業用水不足については細洞ため池容量増によりその一部を確保するとした「ダムなし治水・利水対策」について 10 回に及ぶ審議を行ってきた。

その結果、部会においては多数の特別委員が現行のダム計画を推したことから、『ダム』による総合的な治水・利水対策案として部会報告がまとめられた。

(1) 治水対策案

治水安全度 1/30 確率での基準点 (JR 鉄道橋地点) における基本高水流量は $52\text{m}^3/\text{s}$ である。ダムにより $16\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節をすることで、基準点での

計画高水流量を $36\text{m}^3/\text{s}$ とする。

(2) 利水対策案

辰野町小野簡易水道計画の平成 22 年での取水量 $1,100\text{m}^3/\text{日}$ (利水 W.G. による試算での予測量は約 $1,000\text{m}^3/\text{日}$ となる) のうち、駒沢ダムにより $500\text{m}^3/\text{日}$ を確保し、残りの $600\text{m}^3/\text{日}$ は既存の湧水等に求める。

部会報告は『ダム』による総合的な治水・利水対策案としてまとめられたが、ダム案に賛成した委員の中にもダムを小規模にする事も考えるべきであるという意見の委員も複数いた。

その他、部会の特別委員からは、基本高水流量等の再検討、利水必要量の精査等が必要とする意見もあり、ダム計画の策定にあたり「説明責任」、「情報公開」、「住民参加」、「合意形成」等の遵守の重要性も指摘されている。

2. 委員会における審議の概要

委員会はこの部会報告を受けて審議を進めた。議論が集中したのは、駒沢川の流域面積について、現計画での流域面積が過大ではないかという点であった。また利水については、水道水源対策としての井戸の可能性、農業用水の対策等について議論された。

委員会における議論の主なものは次のとおりである。

(1) 治水対策について

駒沢川の流域面積が過大ではないかという委員の意見に対して、県は、流域内にある農業用水路や道路側溝は、河川計画で想定している降雨時(1/30 確率)には溢れること、また、洪水時において適正に管理されているとは限らないことから、治水計画には農業用水路等を考慮すべきではないとし、地形により決定した流域面積 4.4km^2 は妥当であるとした。このため委員会では駒沢川流域の

流域面積・流域界に関する現地調査を行った。

駒沢川の流域面積に関する主な意見は次の通りである。

- ・河川砂防技術基準（案）計画編によると「流域面積の決定にあたっては（中略）農業用排水路等の排水路系統を十分調査しておく（後略）」とあり、今回の排水路についても考慮すべきである。県の計画による駒沢川の流域から流出する流量の一部は、農業用水路から高橋川へ流下することが考えられ、駒沢川の流域面積は県で設定したものより若干減ると考えられる。
- ・問題となっている箇所勾配を現地で測量した結果、東への傾斜が南への傾斜よりきついため、この部分の水は、水路から溢れたとしても高橋川へ流入する。
- ・大雨の時期は灌漑期と重なるため、農業用水路は適正に管理されているはずである。また、上流断面が小さく暗渠もあるので流木等は上流で止まるため、下流で詰まって溢れる事はない。

こうした議論の結果、県は流域界の見直しが必要であることを認め、再調査をおこなう意向を示し、この場合、流量観測を行い必要なデータを収集する期間としては、概ね5年程度が必要との見解を示した。これを受けて委員会としては、駒沢川に関する流域面積・基本高水流量を今後調査し、見直しが必要であるとの判断に達した。

この他の治水対策に関する主な意見は次の通りである。

- ・農業用水路が溢れないように、農業用水路を改修することも検討する必要がある。
- ・高橋川も含めて改修を考えてはどうか。
- ・流域面積のほかにも、過去の流量、流出解析のパラメータの決定方法等も考慮すると現行の基本高水流量 $52\text{m}^3/\text{s}$ は大きすぎる。

(2) 利水対策について

1) 駒沢川の水道用水対策に関する主な意見は次の通りである。

- ・ 利水専用ダムの検討については、費用がすべて地元負担となるので町としては受け入れられないとの部会での意見が紹介された。
- ・ 平成 3 年の調査報告書に、地下水開発の可能性のある箇所として「春宮」「中村」「にれ沢」等が候補地として挙げられている。部会での地元の意見は「鉄分が入る」「濁る」等の意見があり否定された経過があるが、試掘を含む再調査をするべきである。
- ・ ダムを造ることにより、小野第一、第二水源からの計画量の取水が出来なくなるのではないかと。

2) 駒沢川の農業用水対策に関する主な意見は次の通りである。

- ・ 駒沢川の現況の流量は、維持流量が基準湯水流量を上回り、既存の水利権者等の取水そのものが不安定になっている。
- ・ 農業用水の確保の見通しが無いまま、ほ場整備が実施されている。
- ・ 駒沢川の流量は、平成 9 年～ 13 年の間の 5 月上旬から 9 月中旬まで、河川流量が正常流量を下回るため農業用水の不足は明らかであり、また豊水の利用も困難である。
- ・ 細洞ため池は断層破碎帯の上にあるため補強するとともに、容量を増やす必要がある。部会での試算によると現況貯水量 36,000m³ を 62,000m³ まで増加するのに 3 億 3 千万円が必要。この内拡張工事分の 2 億 2 千万円については国庫補助事業としての実施は難しい。
- ・ 細洞ため池の容量増について、断層との関係から、面的拡大ではなく、山側を掘下げるべきである。
- ・ 水稻生産額が 3700 万円/年 (水田面積 27ha として) に対して、細洞ため池拡張費用の 3 億 3 千万円は大きすぎる。工法の検討が大切である。
- ・ 細洞ため池を拡張した場合の効果について、定量的に表すのは難しいが、湯水

時に稲の立ち枯れを防止するには有効である。

- ・ 農業用水の現状での不足量を明確にする必要があるという意見に対して、代かき期 10,800m³/日、普通期 5,500 m³/日、非灌漑期 80 m³/日が必要な農業用水であり、ダム計画では農業用水に対する必要な容量を約 20 万 m³としていることが報告された。
- ・ 渇水対策として、ポンプアップして乗り切っている場合もある。
- ・ 渇水被害については、減収分を補償する方法も検討する必要がある。
- ・ 委員会として、休耕田の扱いや、他の作物を耕作している場合等農業用水必要量の計算方法を考えていかなければならないのではないか。
- ・ 小野地区の場合は代かき期の減水深は 140mm/日、普通期が 20mm/日となっている。
- ・ 小野地区の転作率は水田地目 27 h a に対して 45%である。
- ・ 河川流量が維持流量より少なくなったときに、河川管理者はどのような対策を取るのか。

3 . 委員会意見のまとめ

駒沢川の治水対策について駒沢川部会および検討委員会において精力的に検討を行ったが、流域面積、基本高水流量の確定、河川改修計画など今後検討すべき課題が、未解決のまま残されている。

これらの課題を解決するには流量観測等の必要な調査に数年の年月を要することから、部会でのダム案という報告を考慮したとしても、現行のダムによる治水対策は当分の間凍結して再検証すべきであるという結論になった。

しかしながら、水道水や農業用水の確保は、今すぐ対応すべき問題であり、新規井戸の開発及び細洞ため池の補強・拡張についての調査を行うべきである、というのが委員会の意見である。

以上

長野県治水・利水ダム等検討委員会審議状況

1 第1回委員会（平成13年6月25日）

1) 委員長選出

委員の互選により、宮地委員を委員長に選出

2) 諮問

9河川流域を一括諮問

3) 議事内容

幹事から諮問河川の現状説明（流域の地勢、雨量、過去の洪水被害、河川の流下能力、利水の現況等）

委員から河川現況図、森林状況、地質等の資料要求

早急に9河川流域の現地調査を実施

9河川に部会を設置する方針

2 現地調査（7月18日～8月8日）

9河川流域において、委員による流域の調査を実施

現地調査の中で、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることについて、議会からの要請の経過等を説明

3 第2回委員会（8月20日）

1) 議事内容

現地調査結果

委員会のあり方

部会設置

2) 次回委員会での検討事項

9河川流域の論点整理

委員会と部会の役割分担

4 第3回委員会（9月20日）

1) 議事内容

9河川流域の論点整理

今後の委員会運営について

- ・議会の付帯決議等を踏まえ、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることを幹事長から説明

- ・ワーキング・グループの設置

主要な論点である「基本高水」「財政」「森林」「利水」については、委員会にワーキング・グループを置き、各2～4名の委員と県の関係部局とで集中的に検討

- ・部会の設置

特に緊急性の高い浅川部会(石坂部会長以下6名)、砥川部会(宮澤部会長以

下 6 名)を先行して設置

2) 次回委員会での検討事項

他の 7 河川流域の部会設置について
各ワーキング・グループからの報告について
基本高水流量について

5 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月1日)

部会特別委員の選考について、委員長及び部会長からの意見聴取

6 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月9日)

1) 知事から委員長への要請

- ・ 浅川流域を、平成 14 年 3 月 31 日をひとつの目処に、審議いただくよう要請
砥川流域についても、検討委員会の審議を阻害しない範囲で、出来る限り早く審議の結論をいただくよう要請

2) 部会特別委員の選考について

- ・ 公募の人数、参加資格、期間などについて確認
- ・ 公募による住民以外の特別委員は、委員長及び部会長と相談し選考

7 現地調査 (10月9日~11日)

浅川、砥川流域において、委員による調査を実施

8 浅川、砥川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各 10 名程度の特別委員を公募 (10月10日~24日)
応募状況 浅川 48 名 砥川 39 名
選考結果 浅川 10 名 砥川 11 名を選定 (11月14日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、
市町村長あて依頼 (10月19日)
浅川 3 名 砥川 2 名を決定 (11月14日)

9 第 4 回委員会 (11月27日)

1) 報告

知事からの要請について、委員長から報告
部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告
基本高水、財政、森林、利水の各ワーキンググループからの報告

2) 議事内容

基本高水流量についての説明及び質疑
浅川及び砥川以外の河川流域について

- ・ 浅川及び砥川部会の審議を集中的に進め、その他の流域は、引き続き部会設置に向けて検討

3) 次回委員会での検討事項

他の7河川流域の部会設置について
各ワーキンググループからの報告について

10 第5回委員会 (12月26日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

2) 議事内容

緊急度の高い「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会を平成14年4月を目途に設置することを決定

残りの4河川流域については、部会設置に努力することを確認

11 第6回委員会 (平成14年1月28日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

○ 利水、森林、財政の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会に属する委員と部会長を選出

12 委員長及び部会長からの意見聴取 (2月3日)

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

13 黒沢川、郷土沢川、上川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募(2月14日~3月6日)

応募状況 黒沢川45名 郷土沢川23名 上川44名

選考結果 黒沢川10名 郷土沢川9名 上川10名を選定(4月11日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町村長あて依頼(2月14日)

黒沢川5名 郷土沢川1名 上川2名を決定(4月11日)

14 第7回委員会 (2月18日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

○ 基本高水、利水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

部会における課題等について

3部会(郷土沢川・黒沢川・上川)進行状況と残り4河川の部会について

3) 決定事項

4月以降について浅川部会の状況を考慮する

15 委員長から知事への報告(2月26日)

3月末の答申は少しずれ込む旨を報告

16 知事から委員長への要請(3月22日)

2月県議会において、答申期限を設けるよう要請があったことを踏まえ、検討委員会自らの議論の中で答申期限を設定してほしい旨を要請

17 第8回委員会(3月27日)

1) 報告

知事からの答申時期に関する要請について、委員長から報告
基本高水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告
浅川及び砥川部会の経過報告

2) 議事内容

砥川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

浅川、砥川の検討については、第9回及びそれ以降とし、答申時期は5月上旬を目処とする

残り7河川の答申時期は平成15年度の予算要求期限である11月頃を一つの目処とし、部会でも議論し確認していく

18 第9回委員会(4月11日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の特別委員選考結果報告
財政、基本高水の各ワーキンググループからの検討状況報告

2) 議事内容

浅川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

浅川、砥川両部会からの報告を基にそれぞれダムあり、ダムなしの案の基本高水流量を設定することとし、費用等について財政ワーキンググループで試算し、次回の委員会へ報告する

・ダムあり案(ダム+河川改修)	浅川 450 m ³ /s、	砥川 280 m ³ /s
・ダムなし案(河川改修)	浅川 350 m ³ /s、	砥川 200 m ³ /s

19 第10回委員会(5月2日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川部会の経過報告
浅川及び砥川の治水計画案について

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水計画案について
浅川及び砥川の答申について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

次回委員会で森林及び利水ワーキンググループから3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告を行う
浅川のダムなし案の基本高水流量を330m³/sとする
各委員から浅川及び砥川の論点を提出し、次回委員会で議論する
「角間川」「駒沢川」の各部会を設置する。
「清川」「薄川」については、検討委員会で治水対策案を提示した後、部会を設置するかどうかを考える。
答申の起草委員を決定(宮地委員長、大熊委員、五十嵐委員、藤原委員、浜委員、松島(信)委員)

20 第11回委員会(5月9日)

1) 報告

森林、利水及び基本高水ワーキンググループから、3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告
財政ワーキンググループから、浅川及び砥川のダム+河川改修案、河川改修単独案について財政試算の報告
基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水・利水計画案について、答申に向け議論すべき論点を整理

3) 決定事項

答申に向け、次回「環境」等の論点について議論
基本高水等に関する質問について、次回までに国土交通省の見解を再度きいて報告
県議会の会派構成変更に伴い、次回から県政会県議団の風間辰一県議が新たに委員として就任することを了承

21 第12回委員会(5月17日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の経過報告
前回出された基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、さらに議論が必要な論点(基本高水・地質・森林・利水・治水)について審議

3) 決定事項

- 次回、国土交通省河川局長に出席を要請し、国の考え方を確認
- 次回、答申に向けさらに議論が必要な論点（財政、費用対効果、環境等）について審議した上、答申案の起草
- 角間川部会、駒沢川部会の部会長を決定

22 第13回委員会（5月23日）

1) 報告

国土交通省から文書にて回答があり、その内容について報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、前回に引き続き、議論が不足している論点（基本高水、財政、費用対効果、環境等）について審議

3) 決定事項

- 答申作成に当たり重視する事項等を各委員が提出し、それらをもとに起草委員が答申案を作成のうえ、次回検討委員会で議論
- 清川、薄川については、幹事会が総合治水対策案を作成し、検討委員会に提出

23 第14回委員会（6月7日）

1) 議事内容

浅川及び砥川の答申案について議論し、答申を作成

2) 決定事項

- 浅川及び砥川の総合的な治水・利水対策について、ダムによらない河川改修単独案及びそれに対応する利水案を答申
- 次回（第15回）の検討委員会を7月25日開催

24 第15回委員会（7月25日）

1) 報告

県から、浅川、砥川に関する治水・利水対策の枠組みについて報告
3部会（黒沢川、郷土沢川、上川）の経過報告

2) 議事内容

検討委員会、部会のあり方について整理
幹事から、清川、薄川の現況等について説明し、今後の検討の仕方を議論

3) 決定事項

- 清川、薄川については、検討委員会委員による小グループにより検討を進める。
- 駒沢川部会の部会長について、宮澤委員から藤原委員に変更することに決定
- 検討委員会及び部会の審議について、9月1日の知事選が終わるまで休止
- 次回（第16回）の検討委員会を9月17日開催

25 委員長及び部会長からの意見聴取（7月25日）

「角間川」「駒沢川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

26 角間川、駒沢川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募（8月12日～8月30日）

応募状況 角間川22名 駒沢川12名

選考結果 角間川11名 駒沢川10名を選定（10月10日）

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町長あて依頼（8月12日）

角間川部会2名、駒沢川1名を決定（10月10日）

27 第16回委員会（9月17日）

1) 報告

3部会（黒沢川・郷土沢川・上川）からの報告

2小グループ（清川、薄川）からの報告

森林ワーキンググループから、清川、薄川、駒沢川について報告

事務局から角間川部会、駒沢川部会の特別委員の応募状況について報告

2) 議事内容

検討委員会のあり方及び今後のスケジュールについて審議

部会の再開について審議

3) 決定事項

部会の審議再開について決定

28 第17回委員会（11月5日）

1) 報告

10月31日付で浜委員が検討委員を辞任したことについて、事務局から報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

基本高水、利水各ワーキンググループより角間川、駒沢川について報告

森林ワーキンググループより角間川について報告

2) 議事内容

清川について、小グループ及び財政ワーキンググループから報告があり、それに基づき議論。河川改修により治水を行う方針を確認

検討委員会と部会は検討課題をやり取りしながら議論を深めていくことを確認

3) 決定事項

次回は12月6日（金）、次々回は12月25日（水）に開催することを決定

29 第18回委員会(12月6日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

清川、薄川の小グループでの審議状況について報告

財政ワーキンググループ座長より、郷土沢川、上川の財政試算について報告

2) 議事内容

上川部会長から基本高水、住民参加等に関する課題が提起され、質疑と議論

財政ワーキンググループ座長から県の財政状況等に関する問題が提起され、議論

3) 決定事項

県の「財政改革推進プログラム(案)」について、次回、財政改革課に説明を求めることを決定

30 第19回委員会(12月25日)

1) 報告

角間川・駒沢川部会の審議状況について報告

上川部会及び郷土沢川部会の審議結果について各部会長から報告

2) 議事内容

財政ワーキンググループより、黒沢川・薄川の財政試算について報告と議論

薄川小グループの審議経過について、事務局、幹事会より報告と議論

県財政改革課による「財政改革推進プログラム(案)」の説明と質疑

3) 決定事項

上川、郷土沢川については、部会報告をもとに今後検討委員会において審議

薄川の治水対策は、河川改修を基本方針とすることを確認

31 第20回委員会(平成15年1月15日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

利水ワーキンググループから、「利水問題の審議を進めるにあたって」の提言があり議論

脱ダム債、長野モデル創造枠予算について質疑

薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

薄川の公聴会開催のための資料を次回審議

32 第21回委員会(1月23日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

暫定豊水水利権について幹事から説明があり審議

前回に続き、薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

上川については、ダムによらない対策を基本に答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、五十嵐委員、石坂委員、植木委員、高田委員、松島（信）委員）を選任

薄川については、2月22日に公聴会を開催することを確認

33 第22回委員会（2月4日）

1) 報告

幹事より、治水・利水対策推進本部の方針について説明するとともに、長野モデル創造枠の中で、「流域協議会」設置経費を要求中であることを報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

黒沢川部会長より、河川改修及び遊水地による治水と、黒沢川の表流水及び地下水利用等による利水の、「ダムによらない対策案」を部会報告としてまとめる旨の報告

2) 議事内容

郷土沢川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

両論併記により部会報告が提出されている郷土沢川について、今後「ダムなし案」の方向で検討していくことを確認

34 清川流域公聴会（2月8日）

委員会が示したダムによらない治水・利水対策案について、7名が意見を公述。

35 第23回委員会（2月14日）

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

財政ワーキンググループより角間川の財政試算について報告

2) 議事内容

清川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

黒沢川部会の審議結果について報告と質疑

郷土沢川の治水・利水対策について、引続き審議

3) 決定事項

清川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、大熊委員、風間委員、高橋委員、竹内委員、松島（信）委員）を選任

郷土沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、植木委員、竹内委員、松岡委員、松島（貞）委員、松島（信）委員）を選任

36 第24回委員会(2月21日)

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

事務局から、平成15年度当初予算案として県議会2月定例会へ提出した「治水・利水対策推進事業」について報告し、質疑

県の治水・利水治水対策推進本部から、水道水源確保に係る県の支援策について報告

2) 議事内容

上川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

上川の答申(案)が了承され、今後、欠席委員に意見を聞いた上、知事へ答申することを確認

37 薄川流域公聴会(2月22日)

委員会でまとめたダムによらない治水対策案について、14名が意見を公述

38 第25回委員会(3月27日)

1) 報告

上川の答申について報告

財政ワーキンググループより駒沢川の財政試算について報告

角間川部会及び駒沢川部会の審議結果について各部会長から報告

2) 議事内容

第24回委員会で資料請求された「河川の流況と利水量」について報告と質疑

薄川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

清川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について検討委員会による現地調査を行うことに決定

薄川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員5名(宮地委員長、植木委員、高田委員、松島(信)委員、宮澤委員)を選任

清川の答申(案)が了承され、知事へ答申することを決定

黒沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員5名(宮地委員長、高橋委員、大熊委員、藤原委員、宮澤委員)を選任

39 駒沢川流域現地調査(4月5日)

駒沢川の集水面積確認のため、現地調査を実施

40 第26回委員会(4月24日)

1) 報告

清川の答申について報告

2) 議事内容

幹事より「県の利水支援策の試算について」報告があり質疑

幹事より「河川の流況と利水量」及び「豊水水利権の利用」について説明があり議論

駒沢川の流域面積に関する現地調査結果について報告があり質疑

駒沢川と角間川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について、県で調査をすることを確認

41 第27回委員会(5月7日)

1) 報告

流域協議会について報告

2) 議事内容

駒沢川の流域面積について議論

駒沢川と角間川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について、県の見解を次回説明

角間川流域の利水対策について、委員会による現地調査を行うことを決定

42 第28回委員会(5月16日)

1) 報告

浅川、砥川の河川改修計画について報告

2) 議事内容

水道水源確保に係る県の支援について、利水ワーキンググループから提言
薄川と郷土沢川の答申(案)が提出され審議

駒沢川と角間川流域の治水・利水対策について審議

黒沢川の答申について

3) 決定事項

薄川と郷土沢川の答申(案)が了承され、知事へ答申することを決定

43 角間川流域現地調査(5月17日)

角間川の利水対策について現地調査を実施

44 第29回委員会(5月29日)

1) 議事内容

黒沢川の答申(案)について審議

駒沢川と角間川流域の治水・利水対策について審議

2) 決定事項

黒沢川の答申(案)が了承され、知事へ答申することを決定

駒沢川について答申作成に入ることとし、起草委員6名(宮地委員長、高橋委員、藤原委員、松岡委員、松島(信)委員、宮澤委員)を選出

45 第30回委員会(6月6日)

1) 議事内容

駒沢川、角間川の治水・利水対策について審議

2) 決定事項

駒沢川について次回委員会に答申案を提出する。

角間川について答申作成に入ることとし、起草委員6名(宮地委員長、大熊委員、石坂委員、植木委員、風間委員、竹内委員、松島(信)委員)を選出

46 第31回委員会(6月12日)

1) 議事内容

駒沢川、角間川の治水・利水対策について、答申案が提出され審議

2) 決定事項

各河川流域の答申とは別に、総括的提言について委員長が次回委員会までにまとめ議論する。

47 第32回委員会(6月20日)

1) 議事内容

駒沢川、角間川の答申(案)について審議

総括的提言について委員長案が提出され議論

2) 決定事項

駒沢川、角間川の答申(案)が了承され、知事へ答申することを決定

総括的提言が了承され、知事へ提言する事を決定

長野県治水・利水ダム等検討委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属
宮 地 良 彦	信州大学名誉教授
大 熊 孝	新潟大学工学部教授
五十嵐 敬喜	法政大学法学部教授
石 坂 千 穂	長野県議会議員
植 木 達 人	信州大学農学部助教授
風 間 辰 一	長野県議会議員 (注1)
高 田 直 俊	大阪市立大学工学部教授
高 橋 保	安曇村議会議長
竹 内 久 幸	長野県議会議員
浜 康 幸	長野県議会議員 (注2)
藤 原 信	宇都宮大学名誉教授
松 岡 保 正	長野工業高等専門学校教授
松 島 貞 治	泰阜村長
松 島 信 幸	伊那谷自然友の会常任委員
宮 澤 敏 文	長野県議会議員

委員長 委員長代理

注1 風間委員の任期は平成14年5月14日から

注2 浜委員は平成14年10月31日に辞任